

65

60

55

50

人名考 淮后准三后考

六

113
907
46



13
907
46

人名考

人名考

新井君美 著

天正十五年二月
花房仙丈部氏寄贈

本朝の人の名漢字と用ひられたり此より或き文字の音を

以てある

鷺色雄命ウチシコノミコト後代アヒト不比等武智磨ヒトムチマの

おほき因オホキノイ

或き文字の訓を以てある

大彦命オハコノミコト後代アヒト入鹿イルカ足カラタリの如す、

おも

或も文字の音ト訓とをあく併せり

吉備津彦のむハ上二字も音うり下二字ハ訓ナリ後代
も藤原の長良もと上を訓ナリ下を音ナリ

其人の意の次と併せりもとハ文字のねも定しモ

不比等と不史登ともト鳥養を又字合ともト長谷雄

ネトト發昭トもト一人の名を或も音ナリ

或も訓もトもト一人の名を或も音ナリ是等の事悉く

も異朝のめく五つノソノリトもト是等の事悉く

考く墨もんとひ草按とおき印とある事長ノシハシキ

トもトナリ

五十四代の帝 仁明天皇の御時より始く今の人々のふ
く多くハ文字の訓をトトニ二字と用ひ事トもトナリ
此事ハ神皇正統紀トム

けれハ昔の人の用ひトまハ定まらず文字も河も多ハ聖經
賢傳の文字を取用トトナリ素義あるナリ也トナリ世
のあまアラシナリ也ハ文字や廢セナリ世の人多くハ古
人の名ト用ヒテ文字の音と否角ももあらシナリその
名ト用ヒテ音義もナリ自トテ文字も定まらず私ナリ

ナムニヤモミ代々西域ニ合の法ニ敵ニ二字を合一字
ナムニ其一字の義訓の吉凶と論ナリハ事ハ
俗ナムニ名葉字を人の名前ニ加メシキナリナリ
ナムニ人ノ名前ニ加メシキナリナリナリ

イムナリ

ナムニ名の字ナリ定ニモニ字トニトハナムナリテナリ

前ニナムニ古ニナム人ノ名の字ニシテ文ニシテナリキホ
ニセナリアリハ自ニラ儒家のノイノ教ナリナリホ
文字ニシテアリ也文和の初先後光嚴帝の御名字を撰ま
セナリ成の字正房ニ訓ナリナリ名字抄ニシテナリ

管三位在成卿ナリ

洞院大相國の御記ナリ。○後光嚴帝ハ九十九代王

ナムニナム太平記の代ニシテナリ

ナムニナム今ナム名字抄ナシトナムナシセナリ

節用集

ナムニ舟稿宣賢卿の作ナリナリ世ニシテナリ

拾效抄

ナムニ天正五年と號ナリ如作老祥ナリ水戸西山公も

仰慕ナリナリ

をとくよしの一人の名字を集めたる。世の廣くわざ
わざり世人皆くはは書をかく。而して
物のうち油小路故大納言隆真卿のけむりへ、近代の人
の名跡を浅きものとて、拾取等の書を抄出せ
てうつせる事とおどかしく、傍の字多く集めとまん
ら得て是を周公の探すをもひとて、爾雅の字とまわ
あらんとぞ。多く文章いふてよしむさんとや。

隆真卿の説ハ甚く神書を後一人すのりあり
不すく此卿ハを代の有職の人ゆれりや。

ソシテル事とて、其をと

右に生世の人の名の字もとて、又人の名を定まし文字
のよきをばのうすすめ

又師もく考の甚く窮り、何へりハ天子の御名を九人の
名より多くて、國へまづて、其の有職の人の仰と
いふ事

何人の仰とて、間近に、誰も一枝の其人の名とて、
それがけり。口惜き事とて、はとをうりたとハ、後水
尾院の御諱政仁をすまひ、ハアム、シムヒヤー今

仙洞の御名を識仁と云ふは此にハナシトサム
ヤウヒタク

レニノ乃軍家の御名トテ撰アリんトテ心得アリム
我ニテ傳アリムトテ是朝の後ノ代ナリモナリ
アリタタリヨリ經書の文字を辰用アリヨリ經書の
字を辰用アリムナリモナリモ唱アリムナリモ心得アリム
キミタタリヨリ

今按ミテ室町殿の代ノ御諱ヲ統滑アリヨリ其
差名トテ寶院殿の御諱を義詮トテ皆詮の字と教ヒ唱
入アリトテ普廣院殿を義教トテアリノハスリノ其祖考
の御諱ヲ同レヒ唱の名トハ付キモナカニ又詮の字と昭
ヒ唱アリヨリ靈陽院殿を義昭トテアリノハスリ
先祖の御諱ヲ終アリヨリモナカニ名ト付キモナカニの爲アリ
拾収節用等ナリヨリ詮の字の訓ハ教ヒ昭トテアリ
別の訓アリスルハ寶院殿の御諱ハムキモ別トム訓
ヒタリトセアリ其傳ヒテ失ヒアリヨリ追ヒ拾収抄ヒ考
訓ミ蓋宝院殿の御諱トテアリヤナリムナリ

大塔宮の御諱を護良トテアリヨリトサムヘニ

傳へてゐる事も、どうでもよさうだ。日本書院、西

T

是等の事をよ先づの傳ふ事無けりす
右もあの方に定めまつたる所あらむと聞ひしれぬ
言葉をうながすの心をかかへ

謹へ執事より尾三人の名の字をとて空印を字ひる
ソシムルカス子もと定まつ文字とあがちくす
トヨシムルナスノハルナリタマムレハ其書をとて
ト可トナリテ古の名の字と抄出へて既に続書をす
トナムル可トナリセアリ前年人の名の字抄書
トナムルトナリセアリ前年人の名の字抄書
トナムルトナリセアリ拾故抄節用集新編
トナムルトナリセアリ書をとて一文を増減せし
纂圖并鍛冶銘字抄等のめさせむりかわらの書
トナムルトナリセアリ子を作へ進呈され其後も先師存す
甚を成へて
神奈川松原一精き事はうせんよマテリ即ち
ほれよの大聖とも経述而不作上室ひ一呑古人の言
を述へ自らは意見をとひて言を作つて是先王の時

刑ノウカロトヨトモオケリハ某ノの冊子と撰トヒテ
ホヘ抄録セルトモ速トヒテシテノハ取の意見を加へ
スルヨリメシハ古人の抄録セルム行將ノマニ所
セラシテナシリ私考を作ト家ナシ而モ今ノ草書等
シテ是ノ某ノ書ト角スルトヒテ御手ナシ又
仰ナシテノ一ツの別本をトドケ場ノトヒテ書トヒテ某を
呈セ一冊子ト收め入ルカシニの文字を珍稀カドジ生
ルカシノ無怪ノトヒテ別本を以テ拾萩節用等の書ト
シテ是ノ彼書ト以テの文字トシカタノ文字の例ト
拾萩節用等トシカタノ例トヒテ其ノ珍書トシテ一細ニ
是ト考ナリ彼書古ト聞ス一名字抄トメアリ
洞院殿の御記の成の字を房ト利トタメタ字抄トメ
シテ是ノトヒテ今彼書の成の字の例ト房ト利トタメ
タ字抄トメタ字抄トメタ字抄トメタ字抄トメ
又サクダトシカタノ字抄トメタ字抄トメタ字抄トメ
本朝ト
本朝トシカタノ字抄トメタ字抄トメタ字抄トメ
用ナシヘテ音ヲ何トシテ七字トナリト是古書トメ
ミテノトヒテ又古人の名トシカタノ字抄トメタ字抄トメ

は書り收入るゝ古書りやくもての二十九
回字重り書きの十字もつ是又ノシテニテ
なり文字の音必得るまはれは多イ是折ノトキ事
カク文字の列ノシマヤモトハ勿ニ是折ノトキ事
のみつを事

キノハ朝ノリ字上ヲ行ハリ下ヲアリ
トメシムキノハラム朝ノリ字をあリシムキ
ルトモトモ口授ハリキモタタタタタタタタ
タタタタタタタタタタタタタタタタタタタタ

タタタタタタタタタタタタタタタタタタタタ
タタタタタタタタタタタタタタタタタタタタ

をあリシムキノハラム賴朝の鳥帽子子結城七
郎朝光を行ハリシムキノハラムシムキノハ

御ノハラム世ノ取リは書あり世の人は書りよ
名字をシムキノハラム其字を流得んシハこの
書シムキノハラムシムキノハラム作シ写シムキ
テ某ノ冊子トシムキノハラムシムキノハラム彼此ニシムキ
シムキノハラムシムキノハラムシムキノハラム
某ノ某ノ冊子シムキノ文字をシムキノ書の詞を考
シムキノハ某ノ命をシムキノハ某ノ不掌昔

もうく上々先聖述而不作の教を承り下々先師
述而不可作の戒をうけうけつゆの入る考一例初
は詞よりて考の言と句とをうけ涌くや書き筆
てふきをもんじのよしにん物のりんあやまとい
さむ事ハ某々愚誠尤畏りにまつて且素懷より
られ故に自らは異見を立て上命を違拒する事

人名考終

准六注之考

准后准三后考

職原抄申務省の下

新井君美著

太皇太后宮 帝王祖母也

皇太后宮 帝王母也

皇后宮 帝王妻也

以上謂之三宮 和漢同

謹く摘要より三宮の事職原抄より又ノリ古事記
准三后の事ハ凡て三代實錄并ヒ公卿補任等を據

すゑり五十六代の帝 清和天皇貞觀十三年四月
十日 帝の御外祖太政大臣後一住藤原良房即忠仁公詔ノ賜封三千戸或本ノ四月朔日隨身兵仗
を賜り年官并准三宮ノ年給ノ

年給ノ 太上皇ノ初ノ年ノ定ノ御給
あリ諸臣ノ忠仁公ノ賜ノ御給三宮ノ
准ノ御事ノ後代ノ御給ノ
とシテ名ハ只其名ハ其實ハと
不シ不シ年給ノ年官年爵封戸ノ年ノ
賜ノ事長ノちハ略シ

是准三宮の号ノ起ノ夫ノ後ハ攝家の
人ノ皇子内親王宮人諸臣并法中ノ輩
此宣旨ノ委ノ事ハ唯其始ノやあリとシテ別ノ徑ノ
進シ

儀同三司准大臣ノ事

職原抄ノ准大臣ノ文武天
皇大寶三年正月三品刑部親王を知太政官事

又聖武の朝より參議從三位大藏卿鈴鹿
王を知太政官事とたゞ是其濫觴たり帥内大臣
藤原伊周を房前九代の孫閑白道隆の男なり帰京
の後寛弘三年一条院朝号大臣の下大納言の
上列ノ同十五年准大臣賜戸一千戸ノハ自ノ
儀同三司と稱スハ其事の起り
ハ文武 聖武の朝より始より准大臣ト云
又儀同三司と稱スハ伊周を以て其初トすし
此後ハ代々少くノハ

逍遙院殿の御説を據スハ儀同三司とハ
是後一位の唐名カノニハ中古以来二品ヲ叙せ
ハの後准大臣可預朝參スハ宣下スハ
後儀同三司と号すハ人數ヲ定ス又官ヲ
曰クハ辭退スハ事ヲ前官當官の沙汰
沙汰ス

親王一品二品三品の事

職原抄ス皇子の親王ヲ尋常
の例ヲ襁褓童体ヲますハ宣旨ト象

元服のときは叙品より当代の后腹の親
王ハ三品自余ハ四品トシテノモナリ又逍遙院殿
の御説ノ先親王宣下リテのとて初位の心ナリ無品ニ
叙セ其後或ハ三品或ハ二品ト叙スナリ一品ハ建
勅ナリマサナリ又無品トシテハ五品トシテナリ
五品トシテ五品トシテナリ四品トシテの位
ナリハ無品ハ四品の次トシテ等ルリツモトシテナリ
親王の位ハ勿論ナリ世祖ニ二位三位を以テ二品三四
品ナリソハ唐名のナリハナリソハナリソハナリ

攝家准三宮の始

太政大臣従一位藤原良房

高ノ別母泣ソハ故あソハ略ナリ

内親王准三宮の始

一品資子内親王

是ハ六十二代の帝 村上天皇の皇女モ
御同腹の御妹モナリナリ此後内親王ヲナリ
宣下リソハ連錦ソハナリナリ蓬ソハナリナリ七十六

代 近衛院十七歳の御時カタハシテ後アフタ御文

鳥羽法皇 近衛の御母美福門院ミツルイノミコト其

御腹ウツラ生ナシ皇女暉子内親王を帝位ヒメノミコト其

ヤマニシヨリテヤマニシヨリテ称德天皇セイドクノミコトハ其例カタハシテ

絶スル近衛異腹ウツラの御兄雅仁親王マサニノミコトの二十九ニトキ年イニよ

シキシムモトヨリシキシムモトヨリ繼体シキチの君ミコトノミコトミコト後白河院アフタヒラカワイノミコトと

ハ是シテ即マサニ後白河第一宮守仁親王マサニノミコトを東宮ヒガニと

定めシキシム法皇カタハシテの姫宮暉子内親王ミツルイノミコトを東宮ヒガニの御養母ミツルイノミコト

トヨリテトヨリテ是シテハ后アフタミコトミコト御事ミコトノミコトハ

條院シキニトヨリテトヨリテ是シテ准后アフタニトメヤトメヤま

又暉子の御妹高松院マツルイノミコトを東宮ヒガニの御息所ミコトノミコトトメ

アルハ東宮ヒガニの御伯母ミコトノミコトトメ

東宮位ヒガニノミコト後アフタ中宮ミコトノミコトトメ御定

ナリナリ東宮御即位ヒガニノミコト後アフタ院イニ二條ニシキ近衛院ヒガニの后アフタ

原多子ハラタコを中宮ミコトノミコトトメアハ所謂アハ二代ニイダ高松院マツルイノミコトをハ

中宮准后アフタニ世アハ八條院シキニ高松院マツルイノミコトを美

福門院シキニの御腹ウツラ近衛の御妹マサニノミコトトメアハ鳥羽

法皇カタハシテに美福門院ミツルイノミコト正室ミコトノミコトトメアハハラタコ

ヤマリ一 是即保元平治の乱より起きてて
本朝の王家ヤマリ一准后の起りは其一人
仕官する此二人の皇女曰く准后と称アセリヤ
人ハ帝の御養母一人ハ初より東宮の御息子とする
事例として尋常の内親王の准后的宣下を多シテ
トハシカレ例セリ少ナリと云ふ仕合也

御母代准后的始

暲子内親王

即ち八條院の御事前よりぬ後代ヨリ御母代の
人ノ准后的宣旨あるとあらそひ始くやアスミ
女院准后的始

高松院

即位高松御息所トナリ御事ナリ前よりぬ後代
ヨリニシテ女御トナリスハカリモアレハ女御代
ナリヨリ御事ナリ其御腹の御子東宮トナリ
ヨリナリ後三宮ト准ヤリ母后トナリヤルヒ一時
院号を高松院トナリモアレハ後水尾法皇の御
母ハ後陽成院の女御代トナリマタク准后的宣

法親王准三后の始

二品道深法親王

是後高倉院の第一の御子八十五代後堀河院の
弟なり。後高倉院よりハ帝位よりもあらず。
後堀河院御即位よりかハ尊号を承りや。ハ
武臣准后の始

太政大臣從一位平清盛入道淨海

此人ハ八十一代安徳天皇の御外祖也。ハ妻

徳御即位。治承四年二月淨海夫婦共准三宮
を宣旨す。是武臣准三宮の始めなる。一とされ。遺
迹院殿の御記より鹿苑院毎事の攝家昇進の如
く。故に此宣旨が記載する。其例の如きのみある。
之れ小字但津浦のよみ。其例の如きのみある。
ヌス。ス。ハ。又武家の代より准三
宮の始鹿苑院殿の起。小字のみある。
又折より大臣の妻准三后の宣旨が。准三
海の宣旨を折り。夫より前の事。詳。

す此後も西園寺大相國実氏の室從一位貞子と北
山准后より此より八十八代 後深草八十九代
龜山院兩代の御母大宮の女院の御母ナハ此宣
と賜リセシ五代ナリ何より御門の御外祖母
ナラモ有ナリ

將軍家准三宮の始

鹿苑院太政大臣從一位源義滿

百一代 後小松院明徳三年六月准三宮の宣旨ナリ
其時左大臣從一位ナリ其後百四代 後土

御門院寛正五年十一月慈照院大相國義政公准三宮
の宣を承り又ト東山殿ト御事ナリ 其時ハ左大臣
從一位ナリ オハヨシ此二代ハ羽軍の職ナリナリ
此宣ナリ義政の御弟大智院贈大相國義視ハ終
ノ羽軍ナリ斯ナリ准三宮ナリ 諸家の
系図ナリスナリ此人ハ初御兄義政天下を讓リテ
アリ父子の如くおアリ義政ノ男子出来タリ後
不和の事起りテ後テ應仁の乱を出立テ多くの年を経
て義政の次子義尚羽軍ナリナリカニ義政義視と

中ノウカイノ義視の久男義植を准三宮とせし
篠ノ助いはされハ義視の准三宮の宣旨を下され
義視世ノアリナモ内々今出川権大納言入道殿
トシ其男義植が年少より即ちハ没後又贈官の事
メハドナリ是將軍ノメ伊豆守大臣トメ伊豆守
將軍の御父ケムラ坂ノ准三宮の宣旨トリ例トシ
トシ但義視准三宮トリトシハ公卿補任トシテス付
すトシハ此人の此宣旨トリトシハ初め淨土寺の門跡ト
おソヤマタシタメシトシヤモト詳あリ

法中准三宮の始

青蓮院准后道玄

是ハ八十八代後深草八十九代龜山院兩代の閔百二
條の普光園院良實の息トリ良実トニ二條源の始トテ
ナリトス道玄房三井寺長吏大僧正道瑜も准后ト
トシ大原岡ヨシタリ是根家門跡准后の始トシト
又按ナリ羽軍家の男准三宮の宣旨トリトシハ鹿苑院
殿の息梵光院准后法尊六覺寺准后義昭二人を始ヒ
ヤマナシトキ

清華准三宮の始

未詳

逍遙院殿の御説より清華其例帝ナリトテ御所存
主爵モ北畠親房卿南朝ト於テ宣下スリノ當朝六
用ノアリトテ注ナフアリタハ其初ナシカニム

ト

右數條某ヲ不才ケル見シ一聞スルモノニシテ其事の
始りトヤハレバ之を注シテ進スル

種ノ挿シナリ日本紀ニ神武天皇庚申の秋事代主神
の女端鞆五十鈴媛命を納シ正妃トナス此ノトメ帝位ヲ
即ヌアリム四ノイ其明年辛酉の春正月帝位ノ昌チカヒハ正妃を尊シ皇
后トナシナリ是本朝皇后を立ツル一事の始
ナリ其後代ニ帝即位の初ニ皇后立ツル一事行
初ニ皇太子ナリ同ノ正妃立ツル皇后トナシナリ
神武の例のナリ其後五十代の帝 桓武天皇御父光仁
の諱リタクナリ帝位ナリ即テ正妃中宮職をセラ
是本朝中宮立ツル事の初ナリ其後延暦二年
四月中宮立ツル一年又皇后立ツル北畠准后的職原抄云

中宮ハ即皇后ナリ本朝二宮を兼フハ甚其謂ナリ是
ナリはトテ代々長ノ事ノ因ル四宮ト号スルモノアリ

太皇太后宮皇太后宮皇后宮中宮今ノ四宮アリ
アリハ祖武ノ後ハ代々皇后宮中宮ニ二宮を並立シナリ
此事ハあつゝキヨム其說半ノハ先大略をあくす
五十六代清和天皇ノ上ツノハ幼主即位ノ例本朝モ
有ルハ天子御即位ノ日皆東宮ノ内侍正
妃モニシテ皇后ト名シナリ

桓武ノ二宮を兼ヘシルトヒ例ナリハ

即位の多く之ト立后の事あリトハ是皆幼主位
を経テ御元服ノ後ノ行也例と云フシハ夫人女御も
よリ中或ハ皇子を設ケルハ天寵を蒙ルトヒ
立后の宣旨ナリトシナリ

又種々按シテ後宮職員令

是ハ文武ノ朝小藤原不比等勅至シテ撰定シルハ

ナリ

文武ハ四十二代ノ間ノ事ナリ

見立トシテ妃ニ貞四品以上夫人三員妃四員五位以上ト免

えく 其余内侍の司より下ハ皆モノ宮人ヨリ也

妃夫人嬪ナリソハ正后の外の御妻ナリ

其代ヨリ女御更衣ナリソハ稱ハ罔不レ女御トス名の元
エ一車ハ五十五代文徳天皇崩ルモノリ 天安二年

清和天皇の位を継ガルモノ初 文徳天皇の女御從三位
藤原朝臣古モナリ從一位モニシテ三日實録ナリ
アマタハ其比シヒヨリモ女御ナリソハ稱ナリソナリ源氏
物語の女御更衣又ハ御息所ナリソトヨリスナリ是物語ハ
六十六代一條院の御代ニ出来リトスナリ此ハ其比シ
ヨリ古の妃夫人嬪ナリソハ職名ヨリ改リ女御更衣ナリ
ソハ稱ナリナリナリヤシモ後世の女御の事ナハ八十五代
順徳院の御製の禁秘抄ヨリスナリセモナリ其拵トモ
一車トスナリナリ女官の妙ニ其稱のモナリナリソナリ
メ朝家の權ナリソハ攝關の人ニ奪フ小豆の朝儀百席一
く日ヨリみ出来リ一車ナリソハ表世のあとトナリモナリ
名其初ヨリ女御更衣ナリソハ古の妃夫人嬪ナリソの如
くノ宮中の女官ヨリ正后のめソナリ一車トハズモナリ
アミナリ女御ヨリ大臣の女をもたらす納言の女ハ希有の例

をり更衣を多く納言の女をも多くは女御より多く
は當時權勢の大臣の息女を多く事なる故
より正後のゆきたなれども凡物の事
を多く必表すありて政務を多くとる
をり後時の勢一変して院中を政務を多くとる
藤氏の權勢でとく其後すこ一変して武家天下の事を知
るひて、攝家の權は多く表す。女御を多くせし
事れ古の例のめく行はるゝ事多く是より女御代
とソタハ出来しやくすく何代かすとハ後代出
本ノ稱ト付

親王代判官代

代又を代女御とちくみ中宮と云ふと
准后の宣旨を行ふ例をとくと
是ハ其初より女御とちくみ女御代とおいて
有り又中宮为准やく准后の宣旨行ふ後に院
号を承る事と准后の宣旨行ふ事と代と隨く或ハ
有り或ちりとくがり我朝と異朝とあらけの事
只考目より年をあらむ事と準控と古を以て不

卷之三

角の篇も少く古今互通する事多く 懐文

卷之三

准后准三后考終

早稻田大学図書館

011888006445